○防災科学技術研究所コンプライアンス委員会規程

(平成19年4月25日 19規程第5号)

改正 平成 21 年 4 月 1 日 21 規程第 3 号 平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 9 号 平成 23 年 6 月 1 日 23 規程第 33 号 平成 28 年 3 月 29 日 28 規程第 19 号 平成 31 年 3 月 25 日 31 規程第 24 号 令和 6 年 9 月 26 日 6 規程第 71 号

(目的)

第1条 この規程は、役職員が法令等の遵守を確実に実践することを推進するため、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、委員会の審議事項等について定めることを目的とする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討する。
 - (1) コンプライアンスに係る事項の決定に関すること。
 - (2) コンプライアンス推進のための活動方策の策定・更新及び実施に関すること。
 - (3) コンプライアンスに反する行為に対する対応に関すること。
 - (4) コンプライアンスに反する事案の再発防止策の策定に関すること。
 - (5) その他、委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、理事をもって充てる。
- 3 委員は、企画部長、総務部長及び理事長が研究所に勤務する職員の中から指名する者とする。また、審議の内容に応じて、弁護士等法律専門家及び企業運営に関する有職者を委嘱して委員としなければならない。
- 4 委員長及び委員の代理出席は、認めない。
- 5 委員長は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。 (議事運営)
- 第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

- 第5条 委員会の庶務は、研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室が行う。 (雑則)
- 第6条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附則

この規程は、平成19年4月25日から施行する。

附 則(平成21年4月1日 21規程第3号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日 23規程第9号) この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日 23規程第33号) この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日 28規程第19号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日 31規程第24号) この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月26日 6規程第71号) この規程は、令和6年10月1日から施行する。